
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

（これまでの経緯）

2. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）では、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、組合等への出資の会計処理を見直すことを目的とする本プロジェクトに取り組むこととされた。
3. 第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）及び第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）では、本プロジェクトの今後の進め方について審議を行い、まずは今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

（本日の審議事項）

4. 本日は、今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義（審議事項(5)-2）についてご意見を伺うことを予定している。
5. なお、本プロジェクトのこれまでの経緯及び今後の進め方について、第 209 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(5)-3、第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(5)-4 で示している。
6. また、本日の審議に関連する第 211 回金融商品専門委員会(2024 年 1 月 29 日開催)で聞かれた意見は審議事項(5)-5 で示している。

以 上